

# 第90回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月29日(水)  
午前10時(受付開始 午前9時)

**場所** 大阪府中央区備後町2丁目6番8号  
サンライズビル 3階「ホールA」

## 決議事項

### <会社提案 (第1号議案から第4号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

### <株主提案 (第5号議案および第6号議案)>

- 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第6号議案 自己株式取得の件

## 目次

第90回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	16
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	39
ご参考	45

 **三井生興株式会社**  
SANKYO SEIKO CO., LTD.

証券コード：8018



## 株主の皆様へご理解・ご協力のお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会当日のお土産の配布を取止めさせていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、1920年の創業以来、繊維商社として培ってきた信用とノウハウを駆使し、高効率経営を推進、豊かな夢のある社会の実現に貢献することを目指し、幅広い事業展開を進めてまいりました。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル市場は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、商業施設の一部休業や営業時間短縮が行われ、消費が低迷し、消費者の購買志向の変化が進むなど、極めて厳しい状況が続いております。また、今年2月のロシアのウクライナ侵攻、3月には中国・上海でロックダウンが始まるなど、ますます先行きが不透明となっております。

このような経営環境の中、当社グループは、昨年5月に中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」を策定。「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」の3つの基本戦略を定め、また100年先の子どもたちのため「SDGs宣言」を行い、収益の拡大と企業価値の向上に取り組んでおります。

ここに、第90回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

証券コード 8018  
2022年6月13日

株主各位

大阪市中央区安土町2丁目5番6号



代表取締役社長 井ノ上 明

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご来場をお控えいただくときは、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目6番8号  
サンライズビル3階「ホールA」

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

## < 株主提案（第5号議案および第6号議案） >

**第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件**

**第6号議案 自己株式取得の件**

株主提案（第5号議案および第6号議案）の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますのでお早めにご来場ください。
- 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。（代理人は、定款第16条の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。）
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、同封の「当社第90回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご高覧ください。

☐ 当社ウェブサイト <http://www.sankyoseiko.co.jp/>

三共生興 検索

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、会社の成長とともに、安定的・継続的な株主還元の拡充に業績連動を加味した配当を行うことを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい状況ではありますが、当期の業績動向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>24</b> 円 総 額 <b>1,068,037,968</b> 円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>



現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（6名）の任期が満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名（年齢）	地位	担当	取締役会 出席率
1	再任	井ノ上 明 (59歳) いのうえ あきら	取締役社長COO (代表取締役)		100% (10回/10回)
2	再任	下川 浩一 (61歳) しもかわ こういち	専務取締役	本社ホールディングス 部門担当	100% (10回/10回)
3	再任	南部 真知子 (69歳) なんぶ まちこ	社外 独立役員	取締役	90% (9回/10回)
4	再任	服部 一史 (68歳) はつべり かずふみ	社外 独立役員	取締役	100% (10回/10回)

(注) 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。



1

いのうえ あきら  
井ノ上 明

1963年5月19日生

再任



所有する当社の株式数  
36,000株

略歴、地位および担当

- |          |  |         |                                       |
|----------|--|---------|---------------------------------------|
| 1986年4月  | 当社入社   | 2013年6月 | 取締役                                   |
| 1999年4月  | 香港カンパニー<br>プレジデント                                | 2018年6月 | 三共生興ファッションサービ<br>ス株式会社<br>代表取締役社長（現任） |
| 2001年4月  | 香港ディビジョン<br>ゼネラルマネージャー                           | 2019年6月 | 常務取締役                                 |
| 2006年4月  | 執行役員   | 2020年4月 | 代表取締役社長COO（現任）                        |
| 2009年6月  | 常務執行役員   | 2022年4月 | 株式会社横浜テキスタイル倶楽部<br>代表取締役社長（現任）        |
| 2012年12月 | 台北ディビジョン担当                                       | 2022年4月 | DAKS SIMPSON LIMITED<br>取締役会長（現任）     |
| 2013年4月  | SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)<br>CO., LTD. 代表取締役社長 |         |                                       |

重要な兼職の状況

代表取締役社長：三共生興ファッションサービス株式会社  
取締役会長：DAKS SIMPSON LIMITED  
代表取締役社長：株式会社横浜テキスタイル倶楽部

2

しもかわ こういち  
下川 浩一

1960年8月31日生

再任



所有する当社の株式数  
18,000株

略歴、地位および担当

- |         |                                      |          |  |
|---------|--------------------------------------|----------|--|
| 1984年4月 | 当社入社                                 | 2019年6月  | 常務取締役                                    |
| 2009年4月 | 社長室ゼネラルマネージャー                        | 2019年10月 | 財務経理、情報システム、<br>法務・関連事業、社長室担当<br>兼内部統制室長 |
| 2013年6月 | 執行役員                                 | 2020年4月  | 専務取締役（現任）<br>本社ホールディングス部門<br>担当（現任）      |
| 2015年6月 | 内部統制室長                               |          |  |
| 2016年4月 | 本社ホールディングス部門<br>社長室担当                |          |  |
| 2018年4月 | 本社ホールディングス部門<br>財務、経理、情報システム担当       |          |  |
| 2018年6月 | 取締役<br>財務、経理、情報システム、<br>社長室担当兼内部統制室長 |          |  |

3

なんぶ  
南部まちこ  
真知子

1952年9月27日生

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
0株

#### 略歴、地位および担当

- |          |   |         |   |
|----------|---|---------|---|
| 1975年4月  | 兵庫県庁入庁                                  | 2006年4月 | 株式会社コンチェルト<br>代表取締役社長                       |
| 1996年4月  | 株式会社神戸ハーバーサーカ<br>ス入社                    | 2014年4月 | 株式会社神戸クルーザー<br>会長（現任）                       |
| 1998年10月 | 同社取締役                                   | 2014年6月 | 本州四国連絡高速道路株式会<br>社社外監査役（現任）                 |
| 1999年8月  | 株式会社パソナクルーザー<br>（現 株式会社神戸クルーザー）<br>取締役  | 2015年4月 | モロゾフ株式会社社外取締役<br>（現任）                       |
| 2006年4月  | 株式会社コンチェルト取締役<br>株式会社神戸クルーザー<br>代表取締役社長 | 2020年6月 | 当社社外取締役（現任）                                 |
|          |   | 2022年4月 | 株式会社OMこうべ<br>（現 株式会社こうべ未来都市機構）<br>社外取締役（現任） |

#### 重要な兼職の状況

社外取締役：モロゾフ株式会社

4

はっとり  
服部かずふみ  
一史

1953年10月27日生

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
0株

#### 略歴、地位および担当

- |         |                          |         |                   |
|---------|--------------------------|---------|-------------------|
| 1977年4月 | 株式会社電通入社                 | 2016年3月 | 同社常務執行役員<br>関西支社長 |
| 1997年3月 | 同社関西支社プロモーション<br>事業局企画部長 | 2020年6月 | 当社社外取締役（現任）       |
| 2008年1月 | 同社関西支社京都営業局長             |         |                   |
| 2012年4月 | 同社執行役員関西支社長代理            |         |                   |
| 2013年6月 | 同社取締役関西支社長               |         |                   |
| 2016年1月 | 同社取締役常務執行役員<br>関西支社長     |         |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 南部真知子および服部一史の両氏は、社外取締役候補者であります。本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割および在任期間について
- (1) 南部真知子氏は、株式会社神戸クレーザーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、南部真知子および服部一史の両氏の間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告25頁に記載のとおりであります。本議案において各候補者の再任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2023年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもちまして補欠監査役高槻史および小山克己の両氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、高槻史氏は社外監査役の金井美智子氏および小路貴志氏の補欠としての候補者、小山克己氏は監査役楠昌和氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1

たか つき ふみ  
高槻 史

1975年6月24日生

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

0株

### 略歴および地位

2000年10月	弁護士登録 御池総合法律事務所入所	2009年1月	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）
2003年12月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所	2018年4月	株式会社Kyoto Machiya Trips 代表取締役（現任）
2006年4月	弁護士法人大江橋法律事務所入所	2020年6月	塩野義製薬株式会社社外取締役 （現任）

### 重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所  
代表取締役：株式会社Kyoto Machiya Trips  
社外取締役：塩野義製薬株式会社

2

こ やま かつ み  
小山 克己

1966年12月17日生

再任

所有する当社の株式数

2,009株

### 略歴および地位

1991年4月	当社入社	2008年4月	法務・関連事業ディビジョン マネージャー
2000年4月	サンライセンスカンパニー マネージャー	2018年4月	社長室マネージャー（現任）
2000年12月	ニューヨーク駐在員事務所 マネージャー		

- (注) 1. 高槻史および小山克己の両氏と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小山克己氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会における本人の持分であります。
3. 高槻史氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。本議案において同氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について  
高槻史氏は、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任しております。なお、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万円以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告25頁に記載のとおりであります。本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2023年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

## <株主提案（第5号議案および第6号議案）>

第5号議案および第6号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものであります。

なお、本株主提案権行使者の議決権は5,800個であります。

議案の件名、議案の要領および提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも**反対**いたします。

### 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

#### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額300百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額300百万円以内、付与株式数の上限576,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

#### (2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

## 取締役会の意見

**反対** 当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

### 反対の理由

当社の取締役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。

このように取締役の報酬制度はすでに当社の業績等を反映するものとなっており、取締役と株主様との価値共有が十分に図られていると考えております。

また、2022年3月期に取締役に支給した報酬の総額は137百万円であり、年額300百万円もの株式報酬枠を設定することは当社の実績に鑑みて明らかに過大であり、支給対象が取締役を含む上級職者に限定されることから経営陣と一般従業員との一体感が損なわれかねない点においても適切ではないと考えております。



## 第6号議案 自己株式取得の件

### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数4,369,000株、取得価額の総額金2,271,880,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## 取締役会の意見

**反対**

当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

### 反対の理由

当社は、自己株式の取得は株主還元の上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために有効であると認識しております。直近でも2021年6月開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日から2022年3月31日の期間において東京証券取引所における市場買付けにより、取得総数1,003,600株、取得総額558,695,200円の自己株式を取得いたしました。これは2022年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）の2.3%に相当いたします。

さらに2022年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2022年2月4日付けで2,000,000株の自己株式を消却し、資本効率の向上に努めております。なお、当社は自己株式の取得を1998年7月から行っており、上記自己株式の消却後においても自己株式の総数は13,498,418株、発行済株式総数の23.3%を占めております。

当社株式の流動性に鑑みると1年間で4,369,000株（同9.8%）の自己株式を市場にて取得することは現実的ではありません。自己株式取得につきましては、資本状況、業績動向、当社株価、成長投資機会、資本効率などを考慮し、経営環境を取り巻く諸環境を勘案のうえ、機動的に対応してまいります。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

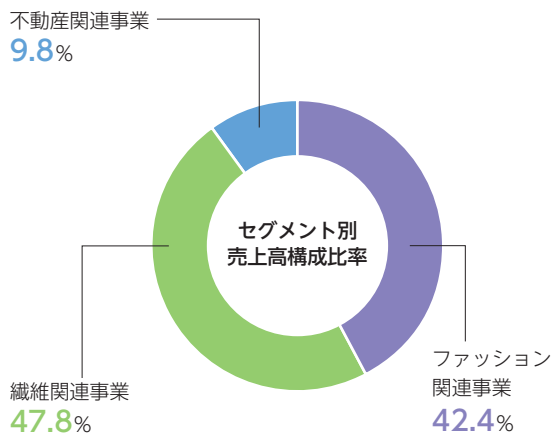
<b>連結売上高</b> <b>169億14</b> 百万円 前期比 1.5%減 ↓	<b>連結営業利益</b> <b>17億43</b> 百万円 前期比 10.9%減 ↓
<b>連結経常利益</b> <b>23億49</b> 百万円 前期比 13.1%減 ↓	<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> <b>21億37</b> 百万円 前期比 87.1%増 ↑

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種率の進展に伴う新規感染者数の減少により、景気は回復基調へ転じる動きがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢の悪化などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル業界におきましても、政府や自治体の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の実施により、商業施設の一部休業や営業時間短縮、外出自粛による消費低迷や購買志向の変化により、極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、更なる企業価値向上を目指し、3ヶ年の中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」を策定、3つの基本戦略である「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」を中心に、長年にわたり培ってきた経営資源を有効活用し、収益拡大に取り組んでまいりました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。



以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期比1.5%減の16,914百万円、営業利益は前期比10.9%減の1,743百万円、経常利益は前期比13.1%減の2,349百万円となりました。特別利益として債務免除益など1,243百万円計上し、特別損失として商標権の減損損失など757百万円計上し、また前期は使用権資産等の減損損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比87.1%増の2,137百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用により、売上高、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ31百万円増加しております。

また、個別業績につきましては、売上高は4,022百万円、営業利益は303百万円、経常利益は1,481百万円、当期純利益は1,220百万円となりました。

## セグメント別の状況



### ファッション関連 事業

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス

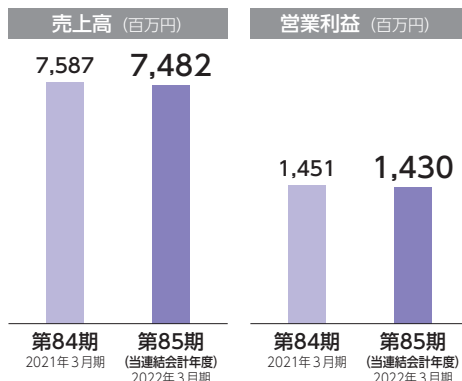
売上高構成比率

42.4%

当連結会計年度につきましては、「DAKS」「LEONARD」の百貨店販売などの国内事業では、不採算店舗から撤退、プロパー販売を重視し、EC販売を強化するなど、収益体質の強化策を推し進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷などにより、微増収となり、前期並みの利益となっております。

海外事業は、「DAKS」などを展開するアジア市場において、新規店舗をオープンするなど事業展開を拡大しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた地域もあり減収、英国DAKS社の事務所移転などの経費削減の効果もありましたが、微減益となっております。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比1.4%減の7,482百万円、営業利益は前期比1.5%減の1,430百万円となりました。



### 繊維関連 事業

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

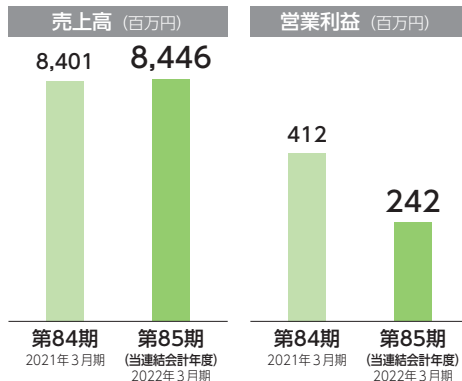
繊維衣料製品のOEM事業を中心とした繊維事業全般

売上高構成比率

47.8%

製品OEM事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先各社が生産計画の見直しを行い、受注競争が加速する中、販売面においてはアパレル商材以外の取組みを強化し、生産面においては顧客ニーズに対応した商品の供給体制を整備することにより、重点得意先との取引拡大を図り、微増収となりました。人件費などの経費削減効果もありましたが、為替によるコスト高の影響などにより前期並みの利益となり、加えて、前連結会計年度は引当金の取り崩し益を計上しているため、結果として減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比0.5%増の8,446百万円、営業利益は前期比41.1%減の242百万円となりました。





## 不動産関連 事業

売上高構成比率

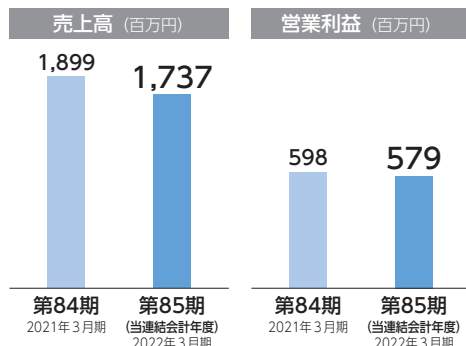
9.8%

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社および子会社所有不動産の貸オフィス、貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業、ビルメンテナンス事業、内装工事業

大阪の賃貸ビルをメインとして東京・横浜・神戸などの不動産賃貸事業は、稼働率は安定的に推移し、イベントホール事業は、一定期間の営業自粛があった前連結会計年度に比してイベント数が増加いたしました。内装工事業は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり工事件数が減少いたしました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比8.5%減の1,737百万円、営業利益は前期比3.2%減の579百万円となりました。

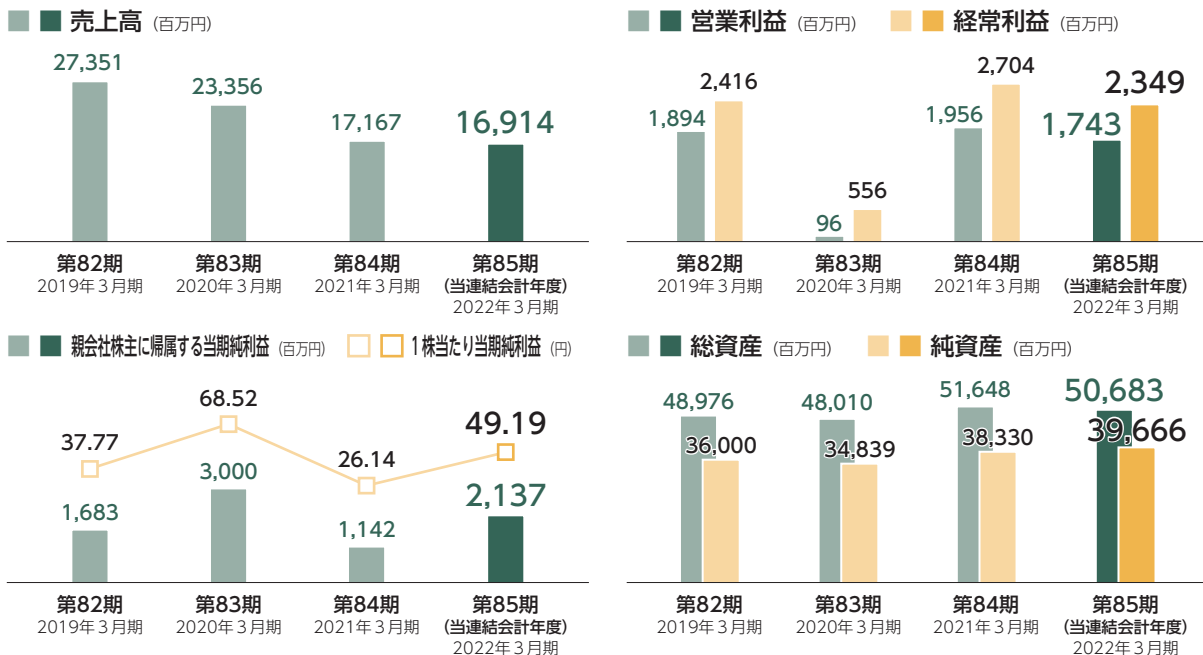


### セグメント別売上高の状況

セグメント		前連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		当連結会計年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
セグメント	ファッション関連事業	7,587	42.4	7,482	42.4	△1.4
	繊維関連事業	8,401	47.0	8,446	47.8	0.5
	不動産関連事業	1,899	10.6	1,737	9.8	△8.5
	計	17,887	100.0	17,667	100.0	△1.2
	調整額	△720	—	△752	—	—
	連結	17,167	—	16,914	—	△1.5

(注) セグメント別売上高は、セグメント間取引相殺消去前の数値であります。

## (2) 財産および損益の状況の推移



区 分	第82期 2019年3月期	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	27,351	23,356	17,167	16,914
営 業 利 益 (百万円)	1,894	96	1,956	1,743
経 常 利 益 (百万円)	2,416	556	2,704	2,349
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,683	3,000	1,142	2,137
1株当たり当期純利益 (円)	37.77	68.52	26.14	49.19
総 資 産 (百万円)	48,976	48,010	51,648	50,683
純 資 産 (百万円)	36,000	34,839	38,330	39,666
1株当たり純資産額 (円)	804.84	788.17	868.19	884.50

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出してあります。  
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は335百万円であります。

その主な内容は、国内および海外における店舗改装費用等320百万円（ファッション関連事業）であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

### (5) 対処すべき課題

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続くものと思われれます。また、原材料高、エネルギー価格の上昇などの影響を受け、物価高騰による消費マインドの冷え込みも懸念され、厳しい経営環境が続くものと想定されます。

このような状況の下、当社グループは、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」に基づき、「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」の基本戦略を軸に、長年にわたり培ってきた強みである経営資源を有効活用し、戦略的な事業投資を行い、長期的視点でSDGs経営を推進し、持続可能な世界の実現を目指してまいります。

今後におきましても、生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献することで、より一層の企業価値向上の実現に邁進するとともに、次の100年に向け、引き続き新たな挑戦をしてまいりますので、株主の皆様におかれましては何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社出資 比率 (%)	主要な事業内容
三共生興ファッションサービス株式会社	100	100.0	ファッション製品の企画、生産および販売
三共生興アパレルファッション株式会社	100	100.0	繊維製品のOEM
北陸三共生興株式会社	61	98.7	衣料品の生産および不動産の賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、貸ホールおよび内装工事業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	207	81.7	不動産の賃貸
DAKS SIMPSON LIMITED	千英ポンド 6,000	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売およびライセンスの供与
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	千香港ドル 15,000	100.0	香港、マカオ、中国におけるファッション製品の販売

(注) 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は10社であります。

## (7) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

- ① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台湾 台北市



② 子会社

会社名	名称	所在地
三共生興ファッションサービス株式会社	本社	大阪市中央区
三共生興アパレルファッション株式会社	本社	東京都中央区
北陸三共生興株式会社	本社	福井県勝山市
株式会社サン・レッツ	本社	大阪市中央区
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	本社	横浜市中区
DAKS SIMPSON LIMITED	本社	London, UK
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	本社	Hong Kong, CHINA

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
178 名	33 名減

- (注) 1. 使用人数には、出向社員を含んでおりません。  
 2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、デザイナー、パタンナー、契約社員等）425名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

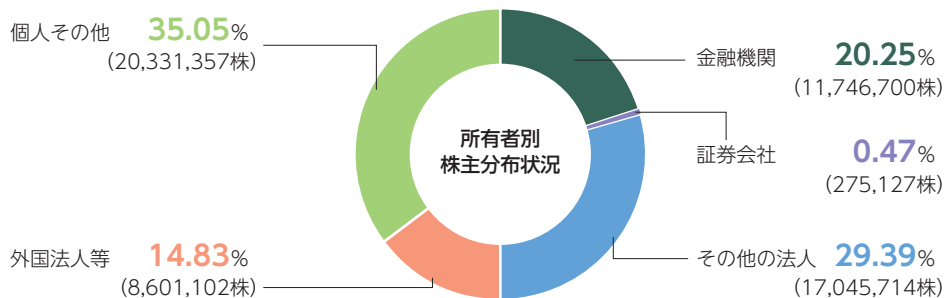
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,320
株式会社三井住友銀行	1,050
株式会社りそな銀行	450

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 58,000,000 株  
 (注) 2022年2月4日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,000,000株減少しております。  
 (3) 株主数 4,695 名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,640	17.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,281	7.37
株式会社シティインデックスイレブンス	2,729	6.13
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,468	5.55
株式会社三菱UFJ銀行	2,182	4.90
株式会社三井住友銀行	2,170	4.88
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,948	4.38
一般財団法人サンライズ財団	1,800	4.04
東レ株式会社	1,641	3.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	898	2.02

(注) 持株比率は、自己株式数 (13,498,418株) を控除して算出しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長CEO (代表取締役)	川崎 賢祥	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
取締役社長COO (代表取締役)	井ノ上 明	三共生興ファッションサービス株式会社 代表取締役社長
専務取締役	下川 浩一	本社ホールディングス部門担当
取 締 役	砂野 和男	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	南部真知子	モロゾフ株式会社 社外取締役
取 締 役	服部 一史	
常勤監査役	楠 昌和	
監 査 役	金井美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 コンドレーテック株式会社 社外取締役 I D E C 株式会社 社外取締役 (監査等委員) アズワン株式会社 社外取締役
監 査 役	小路 貴志	小路公認会計士事務所 所長 株式会社小路企画 代表取締役 株式会社安永 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役南部真知子および服部一史の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役金井美智子および小路貴志の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は東京証券取引所に対し、南部真知子、服部一史、金井美智子および小路貴志の各氏を独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役小路貴志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間におきまして、顧問契約を締結しております。  
 6. 当社とモロゾフ株式会社、コンドレーテック株式会社、I D E C 株式会社、アズワン株式会社、小路公認会計士事務所、株式会社小路企画、株式会社安永との間には特別な関係はありません。

7. 当事業年度後の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
川崎 賢祥	—	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長	2022年4月20日
	—	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長	2022年4月25日
井ノ上 明	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 取締役	2022年4月20日
	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役	2022年4月25日
砂野 和男	三共生興アパレルファッション株式会社 相談役	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長	2022年4月21日

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役的全員との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用など）を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員等、および子会社の取締役および監査役であります。ただし、法令に反することを認識しながら行った行為、違法な利益の取得や供与、インサイダー取引や犯罪行為などに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

- ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日および2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関しましては、2021年6月29日開催の監査役会において、監査役の担う監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとすることを決議しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。監査役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適している代表取締役会長CEOである川崎賢祥氏にその具体的内容について委任しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等のほか、業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案しております。委任を受けた代表取締役会長CEOも、上記決定方針に従うこととなっていることから、取締役会は、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬の種別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	6 名	90 百万円	47 百万円	—	137 百万円
監 査 役	3 名	12 百万円	3 百万円	—	15 百万円
合 計	9 名	102 百万円	50 百万円	—	152 百万円
(うち社外役員)	(4 名)	(9 百万円)	(4 百万円)	—	(13 百万円)

(注) 2021年6月29日開催の取締役会において社外取締役に対して、また監査役会において監査役に対して業績連動報酬等を支給しないことを決議しております。当事業年度に係る社外取締役および監査役への業績連動報酬等は、変更前の方針に基づき支給した報酬等の額であります。

## ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益などの業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して算出し、賞与として毎年一定の時期に支給しております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績動向や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。なお、当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。各期の業績動向の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。

## (3) 社外役員に関する事項

## 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	南部真知子	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会10回のうち、9回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外取締役	服部 一史	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外監査役	金井美智子	当事業年度に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、弁護士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小路 貴志	当事業年度に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、公認会計士および税理士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22 百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 ① の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社のうち DAKS SIMPSON LIMITED および SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合または当社都合の場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）において、取締役の職務執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社グループの業務が適正に行われることを確保するために必要な体制の整備に関し、会社法および会社法施行規則に基づいて、取締役会において次のように決議しております。

- ① 当社グループにおいて、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 「企業理念」および「行動指針」に則り、当社グループの取締役および使用人に対し、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、関連する法令の周知、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス意識の向上に努める。
  - (ii) コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定める「コンプライアンス規程」を制定し、これをコンプライアンスに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制を構築する。
  - (iii) コンプライアンスの取組み全般に関する企画立案、個別課題についての協議・決定を行う組織として、「コンプライアンス委員会規程」に基づき社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の下に設置し、当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進に努める。
  - (iv) 被監査部門から独立した社長直轄の内部監査組織として、「内部統制室」を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社グループにおける法令・定款・社内諸規程の遵守、業務の効率性、不正、誤謬について監査し、内部統制の適正性および有効性を当社の戦略に照らして客観的かつ公平に検証し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に努める。
  - (v) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口を通して使用人が直接通報を

行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止や早期発見・是正を目的として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、当社および子会社を対象とした内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に係る文書、資料や情報については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に保存および管理を行う。
  - (ii) 上記の情報の保存および管理は、取締役および監査役が常時閲覧できる状態にする。
- ③ 当社グループにおいて、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) リスクマネジメントに関する「リスク管理基本規程」を制定し、これをリスクマネジメントに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、リスク管理体制を構築する。
  - (ii) リスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、「リスク管理委員会規程」に基づき社長を委員長とするリスク管理委員会を取締役会の下に設置し、平常時における当社グループのリスク管理の推進に努める。
  - (iii) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、「危機管理基本規程」に基づき緊急時対策本部を直ちに設置し迅速に対応する体制を取る。
- ④ 当社グループにおいて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (ii) 会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため「組織規程」の整備に努める。
  - (iii) 業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、財務経理担当取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、半期決算および年度予算に対する業績の進捗状況を検証するため、会長を議長として、グループ経営会議を、原則として半期ごとに開催する。
  - (iv) 子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、上記(i)および(ii)について、子会社は当社に準拠した体制を取る。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、各子会社において経営上の重要事態が発生した場合や重要事項を決定する場合には、「関係会社管理規程」の定めにより、当社への報告・承認を要する体制を構築する。
- ⑥ 当社グループにおいて、業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、グループとしての業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、この規程に則ったグループ経営を推進する。
  - (ii) 各子会社は、当社の指導・助成により、自主性を保持しつつ当社に準拠したリスク管理およびコンプライアンス体制を構築する。
  - (iii) 上記(i)および(ii)に基づき、当社の内部統制室は、子会社のコンプライアンスおよび経営の効率性等について、適宜監査を行う。
  - (iv) 当社の取締役は、グループ経営会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において、当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- (i) 内部統制室等に属する使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
  - (ii) 使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 当社の監査役に報告するための体制
- (i) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
    - (イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
    - (ロ) 取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
    - (ハ) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合、ならびに法令等の違反行為を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
    - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、取締役および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
  - (ii) 子会社の取締役等および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
    - (イ) 子会社の取締役等および使用人は、当社監

査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- (ロ) 子会社の取締役等および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または企業倫理ヘルプラインに通報する。
  - (ハ) 当社の内部統制室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、子会社の取締役等および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
  - (ヒ) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨を「組織規程」「関係会社管理規程」において規定し、監査役への報告が阻害されない体制を確保する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (ロ) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に行われるグループ経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行を監査できる。
  - (ロ) 監査役は、稟議書等の会社としての意思決定に係る重要な書類を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を受けることができる。
  - (ハ) 監査役は、会計監査人や内部統制室と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他の外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 当社では、内部統制システム構築の基本方針を定め、同基本方針の下で当社および子会社の内部統制システムを整備しております。関係諸規程に基づく組織的なグループ管理がなされており、必要に応じ改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行っています。
  - ② 当社グループ全体の報告体制として、各部署・子会社においてその適切な運用に努めるとともに、グループに重大な影響を及ぼす事項・著しい損失の危機・コンプライアンスに係る疑義等が当社代表取締役・監査役に報告されるよう関係諸規程にて規定し運用を行っております。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第85期 2022年3月31日 現在	第84期 (ご参考) 2021年3月31日 現在	科 目	第85期 2022年3月31日 現在	第84期 (ご参考) 2021年3月31日 現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>21,221</b>	<b>22,131</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,173</b>	<b>7,308</b>
現金及び預金	16,414	17,108	支払手形及び買掛金	1,795	1,664
受取手形	562	585	短期借入金	2,820	2,820
売掛金	2,704	2,641	リース債務	218	580
商品及び製品	1,243	1,560	未払金	40	369
仕掛品	0	3	未払費用	634	1,232
原材料及び貯蔵品	5	4	未払法人税等	121	182
前払費用	44	30	資産除去債務	13	9
未収還付法人税等	25	62	その他	529	448
その他	223	140	<b>固定負債</b>	<b>4,844</b>	<b>6,009</b>
貸倒引当金	△2	△7	長期未払金	86	86
<b>固定資産</b>	<b>29,462</b>	<b>29,516</b>	リース債務	48	1,288
<b>有形固定資産</b>	<b>9,995</b>	<b>10,299</b>	繰延税金負債	3,611	3,482
建物及び構築物	6,769	7,134	退職給付に係る負債	279	302
工具、器具及び備品	54	76	長期預り金	767	792
土地	2,950	2,950	資産除去債務	50	57
使用権資産	191	111	<b>負債合計</b>	<b>11,017</b>	<b>13,317</b>
その他	28	25	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>4,080</b>	<b>4,510</b>	<b>株主資本</b>	<b>33,607</b>	<b>32,817</b>
商標権	4,008	4,417	<b>資本金</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>
その他	71	92	<b>資本剰余金</b>	<b>6,106</b>	<b>6,178</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,386</b>	<b>14,706</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>29,609</b>	<b>29,622</b>
投資有価証券	14,840	13,967	<b>自己株式</b>	<b>△5,108</b>	<b>△5,984</b>
出資金	3	3	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,754</b>	<b>5,127</b>
長期貸付金	0	0	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>7,393</b>	<b>7,072</b>
固定化営業債権	11	28	繰延ヘッジ損益	11	15
長期前払費用	43	80	為替換算調整勘定	△1,663	△1,972
退職給付に係る資産	9	6	退職給付に係る調整累計額	12	11
繰延税金資産	336	506	<b>非支配株主持分</b>	<b>304</b>	<b>386</b>
長期預け金	159	151	<b>純資産合計</b>	<b>39,666</b>	<b>38,330</b>
貸倒引当金	△18	△36	<b>負債純資産合計</b>	<b>50,683</b>	<b>51,648</b>
<b>資産合計</b>	<b>50,683</b>	<b>51,648</b>			

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第85期	第84期 (ご参考)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	16,914	17,167
売上原価	10,267	10,004
<b>売上総利益</b>	<b>6,647</b>	<b>7,163</b>
販売費及び一般管理費	4,904	5,207
<b>営業利益</b>	<b>1,743</b>	<b>1,956</b>
営業外収益	682	841
受取利息	1	1
受取配当金	506	510
貸倒引当金戻入額	23	151
為替差益	60	2
その他	90	175
営業外費用	76	93
支払利息	34	57
店舗等除却損	15	18
その他	26	17
<b>経常利益</b>	<b>2,349</b>	<b>2,704</b>
特別利益	1,243	1,029
債務免除益	941	—
リース解約益	168	—
助成金収入	133	268
投資有価証券売却益	—	633
固定資産売却益	—	96
退職給付引当金戻入額	—	31
特別損失	757	2,214
減損損失	714	1,785
臨時休業等による損失	42	203
特別退職金	—	172
投資有価証券売却損	—	46
投資有価証券評価損	—	6
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>2,836</b>	<b>1,519</b>
法人税、住民税及び事業税	435	545
法人税等調整額	240	△182
<b>当期純利益</b>	<b>2,159</b>	<b>1,156</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	22	13
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,137</b>	<b>1,142</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			
当期首残高	3,000	6,178	29,622	△5,984		32,817	
会計方針の変更による 累積的影響額			△183			△183	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,000	6,178	29,439	△5,984		32,634	
当期変動額							
剰余金の配当			△655			△655	
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,137			2,137	
自己株式の取得				△558		△558	
自己株式の消却		△121	△632	753		—	
自己株式の処分			△679	681		1	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		48				48	
当期変動額合計	—	△72	170	875		973	
当期末残高	3,000	6,106	29,609	△5,108		33,607	
	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	7,072	15	△1,972	11	5,127	386	38,330
会計方針の変更による 累積的影響額							△183
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,072	15	△1,972	11	5,127	386	38,147
当期変動額							
剰余金の配当							△655
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,137
自己株式の取得							△558
自己株式の消却							—
自己株式の処分							1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	320	△3	309	0	626	△81	545
当期変動額合計	320	△3	309	0	626	△81	1,518
当期末残高	7,393	11	△1,663	12	5,754	304	39,666

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第85期	第84期 (ご参考)	科 目	第85期	第84期 (ご参考)
	2022年3月31日 現在	2021年3月31日 現在		2022年3月31日 現在	2021年3月31日 現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>14,793</b>	<b>14,915</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,428</b>	<b>4,338</b>
現金及び預金	13,863	13,840	買掛金	523	670
売掛金	590	438	短期借入金	3,236	3,040
商品及び製品	254	241	未払費用	283	281
前払費用	6	6	未払法人税等	—	155
短期貸付金	—	332	預り金	21	45
未収還付法人税等	1	—	その他	364	144
その他	76	56	<b>固定負債</b>	<b>4,250</b>	<b>4,116</b>
<b>固定資産</b>	<b>33,302</b>	<b>32,664</b>	長期未払金	85	85
<b>有形固定資産</b>	<b>8,511</b>	<b>8,802</b>	繰延税金負債	3,378	3,203
建物及び構築物	6,192	6,476	退職給付引当金	60	73
車両運搬具	0	0	資産除去債務	20	23
工具、器具及び備品	29	36	長期預り金	705	730
土地	2,290	2,290	<b>負債合計</b>	<b>8,678</b>	<b>8,454</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>48</b>	<b>62</b>	<b>純資産の部</b>		
ソフトウェア	24	38	<b>株主資本</b>	<b>32,042</b>	<b>32,097</b>
電話加入権	23	23	資本金	3,000	3,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,742</b>	<b>23,799</b>	資本剰余金	6,044	6,165
投資有価証券	14,783	13,886	資本準備金	6,044	6,044
関係会社株式	9,919	9,868	その他資本剰余金	—	121
出資金	1	1	<b>利益剰余金</b>	<b>28,106</b>	<b>28,915</b>
長期前払費用	24	31	利益準備金	750	750
長期預け金	21	20	その他利益剰余金	27,356	28,165
貸倒引当金	△6	△8	圧縮記帳積立金	667	667
<b>資産合計</b>	<b>48,095</b>	<b>47,579</b>	別途積立金	12,350	12,350
			繰越利益剰余金	14,339	15,148
			<b>自己株式</b>	<b>△5,108</b>	<b>△5,984</b>
			評価・換算差額等	7,374	7,027
			その他有価証券評価差額金	7,371	7,027
			繰延ヘッジ損益	3	—
			<b>純資産合計</b>	<b>39,417</b>	<b>39,125</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>48,095</b>	<b>47,579</b>



## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第85期	第84期 (ご参考)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	4,022	4,449
売上原価	2,474	2,713
<b>売上総利益</b>	<b>1,548</b>	<b>1,736</b>
販売費及び一般管理費	1,245	1,285
<b>営業利益</b>	<b>303</b>	<b>451</b>
営業外収益	1,221	775
受取利息	8	34
受取配当金	1,114	594
業務受託料	17	16
為替差益	59	51
その他	23	78
営業外費用	43	23
支払利息	12	11
店舗等除却損	1	1
その他	30	10
<b>経常利益</b>	<b>1,481</b>	<b>1,203</b>
特別利益	—	1,256
投資有価証券売却益	—	633
関係会社清算益	—	540
固定資産売却益	—	81
特別損失	5	73
減損損失	5	8
特別退職金	—	40
投資有価証券売却損	—	25
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,475</b>	<b>2,386</b>
法人税、住民税及び事業税	206	403
法人税等調整額	49	83
<b>当期純利益</b>	<b>1,220</b>	<b>1,899</b>

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,000	6,044	121	6,165	750	667	12,350	15,148	28,915
会計方針の変更による累積的影響額								△62	△62
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000	6,044	121	6,165	750	667	12,350	15,086	28,853
当期変動額									
剰余金の配当								△655	△655
当期純利益								1,220	1,220
自己株式の取得									
自己株式の消却			△121	△121				△632	△632
自己株式の処分								△679	△679
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△121	△121	—	—	—	△746	△746
当期末残高	3,000	6,044	—	6,044	750	667	12,350	14,339	28,106

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,984	32,097	7,027	—	7,027	39,125
会計方針の変更による累積的影響額		△62				△62
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,984	32,035	7,027	—	7,027	39,062
当期変動額						
剰余金の配当		△655				△655
当期純利益		1,220				1,220
自己株式の取得	△558	△558				△558
自己株式の消却	753	—				—
自己株式の処分	681	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			343	3	346	346
当期変動額合計	875	7	343	3	346	354
当期末残高	△5,108	32,042	7,371	3	7,374	39,417



# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

#### 仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 崇  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

## 仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 崇  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

三共生興株式会社 監査役会

常勤監査役	楠 昌 和	㊟
社外監査役	金井 美智子	㊟
社外監査役	小 路 貴 志	㊟

以 上

## ご参考

## DAKSショップをマカオにオープン SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.

昨年12月、SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.は、マカオにある統合型リゾート施設「ギャラクシー・マカオ」のラグジュアリーブランドが立ち並ぶエリアにDAKSショップをオープンしました。



117㎡ある店舗には、紳士服・婦人服およびアクセサリーを取り揃え、内装にはDAKSの象徴であるハウスチェック柄を全面に使用。ブランドの世界観漂うショップとなっています。

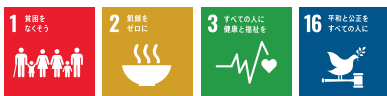
今後も中国を中心に、アジアでの展開拡大を目指してまいります。

### DAKSマカオギャラクシーショップ

| 所在地 | Shop 1028, 1/F, Galaxy Macau™ Resort, Estrada da Baía de Nossa Senhora da Espernca, s/n, Cotai, Macau  
| 営業時間 | 10:00~21:00

## 三共生興グループのSDGsへの取り組み

### ウクライナへの人道支援 三共生興株式会社/DAKS SIMPSON LIMITED



本年3月、当社は、ウクライナへの人道支援のため、国連難民高等弁務官事務所および公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて、併せて1,000万円。DAKS SIMPSON LIMITEDも英国のセーブ・ザ・チルドレンを通じて1万ポンドの寄付をいたしました。ウクライナおよびその周辺諸国で被災されている多くの方々へ心よりお見舞い申しあげ、犠牲になられた全ての人々に謹んで哀悼の意を表するとともに、一日も早く平和が戻り、日常が取り戻されることを心から願っています。



### チャリティーイベントの開催 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.



昨年12月、SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. は、香港のDAKS 3店舗にてクリスマスジャンパーデーのチャリティーイベントを開催しました。イベントでは、限定アイテムの販売や、ハウスチェックのブローチ作りのワークショップ等を実施し、売上金の一部をセーブ・ザ・チルドレン香港に寄付いたしました。



### 一般財団法人サンライズ財団を設立 三共生興株式会社



本年2月、一般財団法人サンライズ財団を設立しました。本財団は、当社の企業理念に基づき、企業活動の枠を超え、かけがえのない地球を守り、次世代に引き継ぐことを目標としており、環境と経済が両立した循環型社会作りに取り組む団体や研究機関等の支援活動等を実施してまいります。

# 株主総会会場ご案内図

大阪市中央区備後町2丁目6番8号  
**サンライズビル 3階「ホールA」**  
電話 (06)6268-5000

- ご案内**
1. 地下鉄御堂筋線「本町駅」出口③より徒歩にて約5分です。
  2. 地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」出口⑱より徒歩にて約5分です。
  3. ご来場の節は、会場受付へお越しください。
  4. 駐車場、駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



 **三井住友銀行株式会社**

## 株主の皆様へご理解・ご協力のお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会当日のお土産の配布を取止めさせていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。